

事務連絡  
平成30年1月15日

公益社団法人 日本建築士会連合会  
会長 三井所 清典 殿

国土交通省住宅局建築指導課

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の改正について

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部を改正する件（平成30年国土交通省告示第80号。以下「改正告示」という。）は、平成30年1月15日に公布され、平成31年1月15日に施行されることとなりました。

については、改正告示による改正後の保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件（平成19年国土交通省告示第594号。以下「告示第594号」という。）の運用について、別添のとおり、地方公共団体等に対して技術的助言を発出しているのでお知らせします。

貴団体におかれましては、貴団体所属の会員等に対する周知をお願いします。